

資料2

○鹿沼市子ども・子育て会議条例

平成25年9月30日

条例第30号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第77条第1項の規定に基づき、鹿沼市子ども・子育て会議(以下「会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 会議は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する知識経験を有する者
- (3) 関係団体から推薦を受けた者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 学識経験を有する者

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 会議に会長及び副会長1人を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初に開かれる会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 鹿沼市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年鹿沼市条例第28号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略